

# 日本国内における憎悪表現（ヘイトスピーチ）の規制についての一考察

小谷 順子

- 一 日本における憎悪表現（ヘイトスピーチ）をとりまく状況
- 1 はじめに
- 2 国際社会の動きと日本の対応
- 二 日本国内の法制度の下における憎悪表現への対処
- 1 既存の法律による対処の可能性
- 2 刑事法による規制（一）——表現内容規制の類型（脅迫罪、名誉毀損罪、侮辱罪）——
- 3 刑事法による規制（二）——表現の二次的効果の規制の類型（威力業務妨害罪）——
- 4 人権法による規制
- 5 公安条例によるデモ規制
- 6 民事法の不法行為
- 7 小括
- 三 憎悪表現の規制をめぐる日本の裁判例
- 1 京都の朝鮮学校に対する憎悪表現をめぐる事件
- 2 刑事事件第一審（京都地判平二三・四・二一（判例集未登載））
- 3 刑事事件控訴審（大阪高判平二三・一〇・二八（判例集未登載））
- 4 民事事件第一審（京都地判平二五・一〇・七（判例集未登載））
- 四 若干の考察
- 1 京都朝鮮学校事件判決をうけて
- 2 結語

一 日本における憎悪表現（ヘイトスピーチ）をとりまく状況

1 はじめに

近年、日本国内において、とくにインターネット上を中心に、中国、韓国、及び北朝鮮出身の人々に対する憎悪の表現（ヘイトスピーチ）<sup>(1)</sup>が頻繁にみられるようになり、このことが社会問題としても注目されるようになって<sup>(2)</sup>いる。日本社会にこのような憎悪表現が広がるなかで、こうした表現が被害者や社会全体に及ぼす害悪を防止するために法規制を設けるべきだという意見が聞かれる一方で、憲法二一条の表現の自由の保障に照らすと法規制は許されないという意見もある<sup>(3)</sup>。

これまで反政府表現規制や不道徳表現規制などの表現内容規制を批判してきた通説的見解の立場からは、憎悪表現についても、その内容に基づいて規制することは避けるべきだという結論が導き出されやすい。とくに人種的な憎悪表現が政治的表現として発信された場合には、その自由は手厚く保護すべきであるとも言いうる。しかし、憎悪表現は、従来の表現の自由の規制をめぐる議論の主題であった反政府表現や不道徳表現とは大きく異なる性質を有している。これまで規制対象となりがちであった表現が政府や多数派などの社会的な強者を攻撃する表現であったのに対し、今日問題とされる憎悪表現は社会的な弱者を攻撃する表現である。この構図をふまえると、憎悪表現規制を設けることによって、憎悪表現が社会的弱者に精神的な苦痛を与えたり被害者の日常生活に支障をきたしたりすることを防止するとともに、憎悪表現の蔓延が社会の偏見や差別構造を助長することを防止することは、むしろ憲法上の自由や平等を守るための当然の手法であるとも言えるのかもしれない。今日の日本において、憎悪表現の規制については、どのように理解すべきなのだろうか。

本稿では、以下、まず、憎悪表現規制に関する国際社会及び日本政府の立場を確認したうえで、第二章では既

存の国内法制度の下で憎悪表現規制がどのように位置づけられるのかを検証し、さらに、第三章では二〇〇九年から二〇一〇年にかけて起きた京都の朝鮮学校に対する示威活動をめぐる一連の裁判例を紹介した後、第四章において、改めて憎悪表現の規制についてどのように評価しうるのかを検討する。なお、人種差別撤廃条約において、「人種」が「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身」（二条）を意味するものとして用いられていることから、本稿でも、とくに人種と民族とを区別することなく、原則としてすべて人種と表記することとする。<sup>(4)</sup>

## 2 国際社会の動きと日本の対応

国際社会では、第二次世界大戦終結までに人種差別主義に基づく著しい人権侵害の歴史を経験したことをふまえ、終戦直後の一九四八年に国連総会において世界人権宣言を採択し、その七条後段において差別又は差別扇動を禁止する旨を宣言した。その後、なおも人種差別主義が根強く残る状況がみられるなかで、人種差別思想に基づく差別の実践を禁止することに加えて、人種差別思想そのものを統制すべきであると考え方が広まった。そして、差別思想を根絶すべく、一九六五年には、国連総会で「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）を採択し、その四条において、締約国に対し、特定の人種の優越性の宣伝又は人種の憎悪及び人種差別の正当化若しくは助長を企てる宣伝を非難して差別扇動の根絶のために迅速な措置をとることを求めるとともに、さらに、（a）人種の優越又は憎悪に基づく思想の流布及び人種差別の扇動等が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること、（b）人種差別の助長や扇動を行う団体及び組織的宣伝活動を法律で禁止するとともに、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること、（c）国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないことを求めた（一九六九年発効）。さらに、

一九六六年には、国連総会で「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際人権 B 規約）を採択し、その二〇条二項において、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止」すべきことを定めた（一九七六年発効）。

こうした国際社会の動きを背景に、欧州諸国やカナダは、憎悪表現が被害者個人や社会全体に与える害悪を防止すべく、憎悪表現を規制する法制度を導入した。しかし、たとえ国際的な人権規範に反する不適切な表現であつても、表現の自由の重要性に照らすと、これを規制することは避けるべきであるとする主張も根強い。憎悪表現は、平等を推進する政府の政策を批判する政治的見解として発信されることもあり、その場合は表現の自由の保障を最大限にうけるべきであるとする見方も成り立つ。表現の自由の保障を絶対視する伝統をもつアメリカでは、一九九二年、連邦最高裁が憎悪表現の規制を違憲であると判断した後、一九九四年、憎悪表現規制を求める人種差別撤廃条約四条を留保する宣言を付した形で同条約を批准している<sup>5)</sup>。

日本は、国際人権 B 規約については、その発効から三年後の一九七九年に批准したが、人種差別撤廃条約については、加入したのはアメリカの翌年、すなわち条約の発効から二六年後の一九九五年であり、かつ、表現規制を求める四条についてはアメリカ流の留保を踏襲し、「日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度においてこれらの規定に基づく義務を履行する」という留保を付す形で加入した。

このように、四条に留保が付されたことと、国連での採択から日本の加入までに三〇年という年月を経ていることについて、政府は次のように説明している。まず、四条に留保を付す理由について、政府は、同条の要請に適合する規制は幅広い表現行為を対象とするものとなる可能性があることを指摘したうえで、こうした規制を設けることは憲法二一条の表現の自由の保障及び憲法三一条の罪刑法定主義の原則に抵触するおそれがあるがゆえ

に、「憲法の保障と抵触しない限度において、本条約第四条に規定する義務を履行することとした」と説明している。<sup>(6)</sup> 一方、長期間、加入に至らなかったことの理由として、政府は、表現の自由等の基本的人権の保障との関係をどのように調整すべきかについての検討に時間を要したことを挙げたうえで、最終的に一九九五年に加入をすることになった背景には、当時の「村山総理の非常に強い御指示」（国務大臣答弁）<sup>(7)</sup>があったと述べている。さらに、前年の一九九四年に米国が四条に留保を付して同条約を批准したことも、日本が同条約に加入する際の議論において考慮されたと述べられている。

なお、日本政府は憎悪表現の規制を求める四条の履行については留保をしているが、人種差別の根絶をめざすために表現規制以外の手段を活用するという姿勢を打ち出している。具体的には、「国民一般の人権意識」の啓発を通じた「社会の自浄作用」による差別撲滅を訴えるとともに、既存の国内法の執行を通して差別による人権侵害を防止することを明言している。<sup>(8)</sup>

## 二 日本国内の法制度の下における憎悪表現への対処

### 1 既存の法律による対処の可能性

今日の日本社会にみられる憎悪表現に対して、政府の述べるとおり既存の法制度のなかで対応をする場合、具体的にはどのような規定に基づく対応が可能なのか。また、諸外国の規制例を参照した場合、現在の日本で採りうる規制手法にはどのようなものがあるのか。以下、まず、人種差別撤廃条約四条の要請する表現規制に関して、同条約に関する日本政府の定期報告書（二〇〇〇年、二〇〇八年、二〇一三年）の説明に沿って紹介する。

第一に、四条の求める「人種の優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布」の規制に関して、日本の現行法に

は、これにあたる憎悪表現を一般的に処罰対象とする規定はないが、特定の個人や団体の名誉や信用を害する内容を有する表現については、刑法の名誉毀損罪（二三〇条）、侮辱罪（二三二条）又は信用毀損・業務妨害罪（二三三条）により処罰され、一方、特定個人に対する脅迫的内容を有する場合は、刑法の脅迫罪（二三二条）、暴力行為等処罰に関する法律の集团的脅迫罪（二条）、常習的脅迫罪（一条の三）等により処罰される。

第二に、四条の求める「人種差別の扇動」の規制に関しては、右の各罪が成立する場合に、その教唆犯（刑法六一一条）又は帮助犯（六二二条）として処罰されるほか、公務員の平等取扱の原則違反（国家公務員法二七条、一九九条、地方公務員法一三条、六〇条）などによる処罰もある。

第三に、四条の求める「人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するすべての暴力行為」の「扇動」の規制に関して、暴力行為を規制する刑法の騒乱罪（二〇六条）、強姦罪（二七七条）、集団強姦罪（二七八条の二）、殺人罪（一九九条）、傷害罪（二〇四条）、凶器準備集合罪（二〇八条の二）、及び強盗罪（二三六条）等の罪が成立する場合に、それらの教唆犯（六一一条）又は帮助犯（六二二条）として処罰されるほか、傷害の現場助勢罪（二〇六条）も処罰される。

以上、憎悪表現への対処手法として日本政府が挙げる刑事法規定を紹介したが、今日の日本社会にみられる憎悪表現に対処する手法としては、このような既存の刑事法体系による処罰規定以外にも、新規の人権法制の下の規制、デモ規制、又は民事責任の追及といった手法が想定しうる。以下では、まず、刑事法による規制として、表現内容規制の類型（脅迫罪、名誉毀損罪、及び侮辱罪）と表現の二次的効果に対する規制の類型（業務妨害罪）という二つの類型を確認したうえで、人権法体系における規制、デモ規制、及び民事上の不法行為に着目して、いずれも既存の法令を憎悪表現に適用する手法と、新規の法制度を設けて憎悪表現を規制する手法の双方を織り交ぜながらみていく。

## 2 刑事法による規制（一）——表現内容規制の種類（脅迫罪、名誉毀損罪、侮辱罪）——

第一の手法として、刑事法による規制のうち、特定の内容の表現を禁止する規定を憎悪表現に適用する手法がある。日本の現行刑法の関連規定のうち、とくに憎悪表現に対して適用しうるものはすでに1で紹介したが、なかでも実際に適用される場面が想定されやすいのは、脅迫罪（刑法二二二条）、名誉毀損罪（二三〇条）、侮辱罪（二三二条）等である。

これらのうち、まず、脅迫罪については、その成立には被告人又はその親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対して害悪を加える旨を告知して脅迫すること、及び当該害悪の告知が被告人を畏怖させるに足りる程度であることが求められる。よって、たとえば、「××町の××商店街の〇〇人の経営する店は、三日以内に閉店しないかぎり、すべて叩き壊す」といったように具体的な加害対象を特定した憎悪表現を発信したのであれば、脅迫罪に該当する可能性がある。

一方、名誉毀損罪については、その成立には特定の個人又は法人若しくは団体の社会的評価を低下させるような具体的事実を適示すること、及びそれを不特定又は多数の人が認識しうる状態で適示することなどが求められる。侮辱罪の成立には、公然と人に対する侮辱的価値判断を表示すること、及びそれが不特定又は多数の人が認識しうる状態で表示されることが求められる。よって、たとえば、「〇〇人の経営する××町の××商店」を名指ししたうえで、事実の適示をしながら〇〇人の社会的地位を低下させる内容の発言を行った場合は名誉毀損罪が成立する可能性があるし、事実の適示をせずに〇〇人を侮辱する内容の発言を行った場合は侮辱罪が成立する可能性がある。後述の京都の朝鮮学校をめぐる事件では、当該朝鮮学校に直接向けられた憎悪表現だったことから、侮辱罪の成立が認められている。

しかし、不特定多数の属する人種集団全体に向けられた憎悪表現については、これらの規定の構成要件を満たす可能性が極めて低い。そのため、もしも不特定多数の人種集団全体に向けられた憎悪表現を規制するのであれば、たとえば、脅迫罪、名誉毀損罪、又は侮辱罪等の概念を応用して人種・民族的な集団に対する名誉毀損や侮辱を成立させる可能性を探るか、憎悪表現の規制のための新たな規定を創設するという手法をとる必要が生じる。<sup>(9)</sup> イギリス、カナダ、ドイツ、及びフランス等はこのような手法を採用しているが、<sup>(10)</sup> 前述のとおり、アメリカでは連邦最高裁で憎悪表現規制が違憲であると判断されたことをうけ、このような手法の規制は設けていない。

### 3 刑事法による規制 (二) —— 表現の二次的効果の規制の種類 (威力業務妨害罪) ——

2と同様に刑事法による規制でありながら、表現内容そのものではなく表現の二次的・副次的効果を規制するという方式がある。たとえば、発信された憎悪表現のメッセージの内容や発信形態が原因となり、又は憎悪表現を発信する集団行動の物理的な側面が原因となり、商用施設や教育施設等の業務が妨害された場合には、威力業務妨害罪 (刑法二三四条) が成立する余地がある。後述の京都の朝鮮学校をめぐる事件でも同罪の成立が認められているとおり、同罪は物理的な妨害行為にかぎらず、人の意思にはたらきかけて自由な業務遂行を妨害する行為についても、幅広く適用が認められる傾向がある。<sup>(11)</sup>

もっとも、威力業務妨害罪が成立するのは、業務すなわち「職業その他社会生活上の地位に基づき継続して行う事務又は事業」<sup>(12)</sup> に対する妨害が発生したときに限定される。よって、商用施設や教育施設等に直接向けられた憎悪表現であれば同罪が成立する余地が十分にあるが、人種集団全般に向けられた一般的な憎悪表現に関しては同罪が成立する条件が整わない可能性が高い。



#### 4 人権法による規制

オーストラリア等に見られるとおり、刑事法体系ではなく、人権法体系のなかで憎悪表現規制を設けている例もある<sup>13)</sup>。カナダも、一九七七年以来、人権法による憎悪表現規制（同法一三条）を設けてきたが、国内の憎悪表現規制をとりまく状況の変化をうけ、当該規制は二〇一四年六月に廃止される見込みである<sup>14)</sup>。

さて、一般に、人権法体系の下では、同法違反の行為は政府からの独立を確保された人権委員会等の国家機関にて審理され、違反が認定された場合は被害者に対する救済策が講じられるという構造をもつ<sup>15)</sup>。人権法体系は違反者の処罰ではなく被害者の救済を目的としている点において、表現の自由への制約ないし委縮効果を軽減させる可能性を有している側面がある。しかし、規制文言の明確性や厳格な構成要件の充足が求められる刑事法体系に対し、人権法体系の下では、人権侵害となる行為を幅広く規定して規制対象とすることが一般的である点において、表現規制も網羅的に幅広くなる傾向がある。また、刑事司法過程であれば被疑者及び被告人の適正手続を保障するための制度が整備されているのに対し、人権法体系においては必ずしもそうではないのが一般的である点において、適正手続の保障に不安が残る。このように、人権法による憎悪表現規制については、表現発信者の権利の保護が万全ではない制度のなかで幅広い表現が規制対象となる点において、表現の自由の保障への重大な脅威となりうる<sup>16)</sup>。

#### 5 公安条例によるデモ規制

憎悪表現の発信を目的とした集団行動（デモ等）に関しては、都道府県の公安条例に基づくデモの許可条件を厳格化することで、デモの実施を抑制するという手法が想定しうる。たとえば、憎悪表現宣伝のためのデモを許可しなかったり、憎悪表現宣伝のデモの許可時に場所や時間に関する条件を付すことで、デモの遂行に制限を課

したりする手法である。

たしかに、集団行動は、文書や口頭による純粋な表現活動とは異なり、多数の人間の行動によって成立するものであるため、道路交通整理等のための制約に服さざるを得ないという性格を有する。しかし、他方で、集団行動は、効果的な意見伝達手段をもたない一般市民が自己の意見を世間に知らしめる手法として、民主主義の歴史のなかで非常に重要な役割を果たしてきた表現形態のひとつである。よって、集団行動の自由は最大限に保障されるべきであると考えられてきており、本来は、許可制ではなく届出制たるべきであるという見解も広く支持されている。<sup>(17)</sup>そして、実際の公安条例をみても、たとえば東京都条例(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例)では、許可制を採ったうえで「公共の秩序又は公衆の衛生を保持するためやむを得ない場合の進路、場所又は日時の変更」を条件とした許可手法を認めているものの、不許可としうる場合を「公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合」に限定している。こうした状況をふまえると、憎悪表現発信を目的とした集団行動につき、その発信されるメッセージ内容の不適切さないし過激さだけを理由に不許可とすることは許されないことになる。

## 6 民事法の不法行為

憎悪表現が発信されたことよって法的利益の損害が発生した場合に、これを民法七〇九条の不法行為として構成したうえで、被害者による損害賠償請求を認めるという手法もありうる。後述のとおり、京都の朝鮮学校をめぐる民事訴訟では、このような損害賠償が実際に認められた。しかし、当該事件の判決文でも指摘されているとおり、現行の法制度の下では、不特定多数の人々が構成される人種的集団全体に対する攻撃発言を不法行為とみなしたうえで当該集団に属する個人に損害賠償請求を認める余地はほとんどなく、こうした発言をそれ単独で

不法行為として構成することは困難である。

## 7 小括

このように、既存の法制度の下では、特定の個人や法人に向けられた一定の憎悪表現については規制することが可能であるものの、不特定多数で構成される人種集団全体に対する憎悪表現を規制することは困難である。そして、仮に後者の憎悪表現を規制するための新しい法律を制定したとしても、その場合はそのような新規の規制が表現の自由の保障に対する脅威となるおそれが拭えない。憎悪表現の規制をめぐるこのような状況を念頭におきつつ、次に、日本の裁判所において実際に憎悪表現の問題が扱われた事例として、京都の朝鮮学校に対する憎悪表現をめぐる刑事事件と民事事件をみていきたい。

### 三 憎悪表現の規制をめぐる日本の裁判例

#### 1 京都の朝鮮学校に対する憎悪表現をめぐる事件

憎悪表現をめぐる日本の裁判例としては、現時点では、京都の朝鮮学校をめぐる刑事及び民事事件がある。当該事件は、学校法人京都朝鮮学園が京都市内で運営する京都朝鮮初級学校<sup>(18)</sup>（以下、本件朝鮮学校と称する）に対し、保守的な思想信条を標榜する団体である「在日特権を許さない市民の会」及び「主権回復を目指す会」等（以下、在特会等と称す）が複数回にわたって行った示威活動等をめぐる事件である。

在特会等は、本件朝鮮学校が長年にわたり隣接する市の公園を違法に校庭として占拠していたことに抗議するという形で、①二〇〇九年一月、②二〇一〇年一月、及び③同年三月の三回にわたって示威活動を行ったが、

①の示威活動に際し、在特会等のメンバーの一部が本件朝鮮学校の備品を損壊したり、学校周辺で拡声器や街宣車を用いて侮辱的な言辞を発したりした。これをうけ、京都地検は、これらの行為につき、在特会等の複数のメンバーを威力業務妨害、器物損壊、及び侮辱罪で起訴した。当該刑事事件では、徳島県教職員組合が朝鮮学校に寄付を行ったことに対して在特会が行った抗議活動に伴う建造物侵入及び威力業務妨害事件も併合処理された。後述のとおり、本件では京都地裁が有罪判決を下し、これが確定している。

一方、在特会等が本件朝鮮学校に対して行った①～③の示威活動と、インターネット上で当該示威活動の録画映像を公開した行為に対し、本件朝鮮学校は、これらが不法行為に該当すると主張して損害賠償を請求するとともに、法人の人格権に基づき同様の活動の差止めを求めた。後述のとおり、当該民事事件については、京都地裁は原告の請求を認めて、損害賠償及び活動差止めを認める判決を下した。

なお、判決文からも読み取れるところであるが、本件については、争点となった示威活動が純粋な表現行為にとどまらずに器物損壊等を含む実力行為を伴うものであった点に注意が必要であるし、その表現形態が冷静かつ論理的に自己の思想を説示するものではなく大声で中傷的な言辞を発するものであった点にも留意すべきである。さらに、本件の争点となった表現行為は、「北朝鮮人」という不特定多数の属する人種集団に向けられた表現ではなく、いずれも本件朝鮮学校という具体的な団体に直接向けられた表現である点にも注意が必要である。これらの事情から、刑事及び民事事件のいずれの裁判所も、一応は従来の判断枠組みのなかで本件の一連の表現行為に関して在特会側の責任を認めたといえることができる。以下、時系列で、まずは刑事事件を概観したうえで、民事事件を概観する。

## 2 刑事事件第一審（京都地判平二三・四・二一（判例集未登載））

二〇〇九年一二月、京都市内の朝鮮学校の周辺に集合した被告人ら一名は、「ア」日本国旗及び「在日特権を許さない市民の会」並びに「主権回復を目指す会」と書かれたのぼり旗を掲げ、同学校長に向かって「拡声器を使って侮辱的言辞（筆者注：例「ろくでなしの朝鮮学校を日本から叩き出せ。なめとつたらあかんぞ。叩き出せ。」日本から出て行け。何が子供じゃ、こんなもん、お前、スパイの子供やないか。」「朝鮮ヤクザ。」ほか<sup>(19)</sup>）を繰り返し怒号し、サッカーゴールを倒したり朝礼台を動かして執拗に引取りを求めたりしたほか、「イ」配線コードを切断するなどした。さらに、二〇一〇年四月、被告人ら一六名は、「ウ」徳島県教職員組合が朝鮮学校に支援金を渡したとして糾弾するなどして同組合の正常な業務を妨害する目的で同組合の事務所に赴き、「拡声器等を用いて大音量で一方的に罵詈雑言を浴びせた上で、職員の手首や腕をつかんだり机上の資料を放り投げたりするなどの実力行使に」及んだ。

被告人らは、右記「ア」の行為につき威力業務妨害罪（刑法二三三、二三四條）及び侮辱罪（二三一條）、右記「イ」の行為につき器物損壊罪（二六一條）、右記「ウ」の行為につき建造物侵入罪（一三〇條）及び威力業務妨害罪（二三三、二三四條）に問われた。なお、本件のこれらの行為のうち、「イ」・「ウ」の行為はいずれも相当程度の実力行使を伴うものであるが、「ア」の行為は若干の実力行使を伴っているものの、少なくとも侮辱罪にかかる部分に関しては差別的な内容の言論行為のみが刑罰の対象となりうるのかということが問われており、注目すべき点である。

第一審において、被告人らは、まず、侮辱罪の規定が明確性の原則に反し、仮にそうでないとしてもこれを政治的言論に適用することは違憲であると主張したが、京都地裁は、「侮辱罪の構成要件は明確であるから、これが憲法に違反するものでないことは明らかであり、政治的目的を有することの一事をもって公然と人を侮辱する行為がすべて許されることになるわけではない」と述べた。また、被告人らは、「ア」の行為について、目的も

態様も相当な抗議活動であつて法益侵害の程度も低いものであるから正当な政治的表現行為であると主張したが、京都地裁は、校門前で一名が集合して「約四六分間にわたつて拡声器を使うなどして被害者らに対する侮蔑的な言辞を大音量で怒号した上、被害者らの所有物を移動させてその引取りを執拗に要求するなどの実力行使に及んで喧噪を生じさせた」ことは「許容される余地のない態様のものである」と判断した。また、被告人らは、本件朝鮮学校は侮辱罪の被害者となり得ないなどと主張したが、京都地裁は、「社会において統一的な意思の下に行動する団体である同学校の名誉は、その運営主体である学校法人の名誉とは別に保護に値する」と述べて、本件が侮辱罪を構成することを確認した。

次に、「イ」の行為についても、被告人らはこれが「政治的表現行為の一環」であつて公園利用者にとつての危険の解消の必要性及び緊急性があつたと主張したが、京都地裁は、「本件器物損壊行為を正当な政治的表現とみる余地はな」と述べて、危険除去のための緊急性及び必要性は認めなかった。

また、「ウ」の行為についても、被告人らはこれが「正当な政治的抗議」であつて建造物への侵入もなく業務妨害行為は存在しないと主張したが、京都地裁は、「狭隘な事務所に一六名の者が押し入つて職員二名を取り囲んだ上、約一三分間にわたつて拡声器を用いて大音量で怒号するなどし、被害者の腕や手首をつかんだり右肩を突き、机上の資料を放り投げたりサイレンを鳴らすなどしたものであつて、許容される余地のない態様のものである」と述べ、被告人らの主張を退けた。

このように述べて、京都地裁は、被告人らの「ア」～「ウ」の行為につき、「いずれも正当な政治的表現の限度を逸脱した違法なものである」と判示した上で、被告人一名に懲役二年、二名に懲役一年六月、及び一名に懲役一年のいずれも執行猶予付きの有罪判決を言い渡した。当該判決をうけ、被告人のうち一名が控訴した。

### 3 刑事事件控訴審（大阪高判平二三・一〇・二八（判例集未登載））

控訴審で争われた論点のなかで憎悪表現規制に関連するものとしては、第一に、本件言動が侮辱罪及び威力業務妨害罪を構成するのか、第二に、当該言動に対して侮辱罪を適用することは表現の自由の保障に反するのではないか、という二点がある。

第一の侮辱罪及び威力業務妨害罪の成立の可否という論点につき、大阪高裁は、正当行為や正当防衛を認定するための手段の相当性を認める余地がないとした原審の判断を肯定したうえで、改めて、被告人らの言動の「行為態様は抗議活動として許容される範囲を大きく逸脱してい」たことを指摘して、原審を支持した。

一方、表現の自由との整合性という論点について、被告人は、「一」本件の政治的意見に対して侮辱罪という極めて曖昧な刑罰法規を適用することは、表現の自由に対する萎縮効果を生むゆえ、当該規定の適用は違憲・違法であり、「二」法人格のない本件学校は侮辱罪の対象となりえないゆえ、本件学校に対する侮辱罪は成立しえず、「三」個人又は法人ではなく「朝鮮人という集団」に向けられた本件の侮辱は侮辱罪の対象とはならない、と主張していたが、大阪高裁は次のように述べて、被告人の主張を退けた。

まず、「一」の論点につき、大阪高裁は、「憲法二二条一項に定める表現の自由に当たる行為であっても無制限に許容されるものではなく、公共の福祉や他の人権との抵触による合理的な制限を受けるものであり」と述べたうえで、本件の発言内容を「平日の昼間の時間帯に学校に向けて拡声器を用いて叫ぶことはおおよそ許容されるような行為ではない」がゆえに、本件に侮辱罪を適用しても憲法に違反しないと述べた。次に、「二」の論点につき、大阪高裁は、自然人でも法人でもない集団であっても侮辱罪の保護法益である社会的名誉の帰属の主体となりうると述べたうえで、いかなる集団が名誉の主体となりうるかは「その社会的実態から判断すべきである」と述べて、「学校については、長年の教育、文化、芸術活動を通じて社会から一定の評価を受け、このような活動

評価に対し、現に在籍する生徒、教職員のみならず、卒業生等も強い関心を持つものである」から名誉の主体に該当すると述べた。さらに、「三」の論点について、大阪高裁は、本件の言動はいずれも本件学校及びその運営主体たる本件学校法人に対する一連の批判発言なのであるから、とくに朝鮮人という「範疇」について発言したものとほ言えないと述べて、被告人の主張の前提を退けて、控訴を棄却した。

これに対して被告人が上告したが、最高裁は棄却した(最一決平二四・二・二三(判例集未登載))。

#### 4 民事事件第一審(京都地判平二五・一〇・七(判例集未登載))

民事事件は、①二〇〇九年一二月、②二〇一〇年一月、及び③同年三月の三回にわたって在特会等が本件朝鮮学校に対して行った示威活動等と、これらの示威活動の録画映像をインターネット上で公開した行為に関し、本件朝鮮学校が不法行為に該当すると主張して、在特会及び在特会並びに主権回復を目指す会のメンバーを被告として合計三〇〇万円の賠償金の支払い及び学校周辺での同様の示威活動の差止めを求めたものである。当該事件において、京都地裁は、まず在特会の社団としての当事者能力(民法二九条)<sup>(20)</sup>を認め、後述の論理に基づいて業務妨害、名誉毀損、及び人種差別行為による不法行為責任を認め、さらに、本件朝鮮学校周辺における示威活動の差止めも認めた。

本判決において注目したいのは、「一」人種差別撤廃条約を実現する国内法が制定されていない状況下において、本件言動を同条約に違反するものと認定したこと、「二」本件言動を純粋な表現として扱うのではなく、同条約二条の禁止する人種差別「行為」に該当するものとして扱ったこと、「三」本件言動を同条約二条の下で違法性を帯びるとしたうえで、損害賠償責任を認めたこと、「四」損害賠償金額の認定に際しても、名誉毀損及び威力業務妨害によって生じた損害に人種差別撤廃条約違反の人種差別行為によって生じた損害分を加重したこと



である。以下、やや長くなるが、判決文に挙げられた被告の発言内容を最大限に再現しながら判決内容を紹介する。

京都地裁は、まず、人種差別撤廃条約が裁判所の判断にいかなる影響を与えるかという点についての説明を行った。京都地裁は、同条約二条一項が締結国に対して人種差別を禁止し終了させる措置を求めるとともに、同六条が裁判所を通じて人種差別に対する効果的な救済措置を確保することを求めていることをふまえて、これらの規定により、締約国の裁判所が人種差別撤廃条約上、法律を同条約の定めに適合するように解釈する責務を負っていると述べたうえで、人種差別行為によって有形又は無形の具体的な損害が発生している場合には民法七〇九条に基づいて加害者に対して被害者への損害賠償を命ずることができることを述べた。このように、京都地裁は、まず人種差別撤廃条約が民法上の解釈指針として用いられるべきであることを確認した。

そして、京都地裁は、示威活動①②③が教育業務を妨害する不法行為に当たるかどうかという争点につき、次のように述べた。まず、示威活動①につき、これが授業時間中に拡声器を用いたり大声で怒号をあげたりするという形で行われ、かつ、学校備品の損壊及び移動という有形力の行使を伴うものであって、児童を含む学校関係者を「強く畏怖」させるとともに本件学校を「極度の混乱状態に陥れ」るものであるから、教育業務を妨害する不法行為に当たると述べた。そして、当該活動が「非常に過激で非常識なものであった」ことをふまえると、示威活動②の予告がなされた際に、通常授業を中止して課外授業に切り替えたことはやむを得ないし、実際にも、当日は大人数が「街宣車及び拡声器を用いて怒号をあげ」たのであるから、示威活動②も不法行為に当たると述べた。さらに、示威活動③については、日曜日に行われたとはいえず、本件学校の関係者に対して将来の示威活動に対する「恐怖心を与える」うえ、児童及び保護者が通学及び入学を躊躇する可能性もあり、本件学校の教職員が「心身の負担に曝され続ける」ことをふまえると、同活動も不法行為に当たると述べた。

また、示威活動①②③の映像公開が名誉毀損に当たるかどうかという争点につき、京都地裁は次のように述べた。まず、京都地裁は、これらの示威活動の映像が「多数のけんか腰の大人が学校の門の前で大声で怒鳴り散らすという刺激的な映像であり、必然的に、本件学校を世間の好奇の目に曝すという効果」をもつと述べたうえで、これらの示威活動及びその映像公開は、本件学校を世間の好奇の目に曝しながら、本件学校を経営する原告が長年にわたって本件公園を不法占拠したこと、原告が本件学校の敷地も暴力で奪い取ったこと、本件公園を占拠したこと、日本の子どもたちの笑顔を奪ったこと、本件学校が北朝鮮のスパイを養成していること、本件学校の児童の保護者は密入国者であることなどを、不特定多数人に告げるという行為あり、「原告の学校法人としての社会的評価たる名誉・名声を著しく損なう不法行為」であると述べた<sup>(21)</sup>。なお、被告の主張していた真実性の証明による違法性阻却の可能性について、京都地裁は、本件表現が「実力行使を伴う威圧的なもの」であったうえで、在日朝鮮人が日本社会において他者と平等な立場で生活することを妨害するために「差別的発言を織り交ぜてされた人種差別に該当する行為」でもあったことをふまえると、もっぱら公益を図る目的でなされたとは「到底認められない」と述べて、免責を否定した。

さらに、京都地裁は、本件活動による業務妨害及び名誉毀損が人種差別撤廃条約上の人種差別に該当するかどうかの判断を行った。京都地裁は、まず、被告が在日朝鮮人について「日本社会に害悪をもたらす存在」として「嫌悪し」たうえで「日本人より劣位に置くべき」又は「日本社会からいなくなればよい」という「差別意識」を有しており、本件学校による公園の不法占拠の事実を口実にして本件学校に攻撃的言動を加えたうえでその刺激的な映像を公開すれば、「自分たちの活動が広く世に知れ渡ることになり、多くの人々の共感を得られるはずだと考え」て示威活動①を行ったものと認められるのであって、示威活動①を発端とする一連の活動が「全体として在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図」で行われたことは明らかであると述べた。

そして、示威活動①②③においてなされた発言のうち、朝鮮学校について「日本からたたき出せ」、「ぶっ壊せ」、「解体しろ」とした発言、朝鮮総連関係者について「朝鮮ヤクザ」と称した発言、さらに、在日朝鮮人全般について「端のほう歩いとつたらええんや」、「キムチ臭いで」とあざけた発言のほか、「約束というのはね、人間同士がするもんなんですよ。人間と朝鮮人では約束は成立しません」、「保健所で処分しろ、犬の方が賢い」、「ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮半島へ帰れ」といったように「在日朝鮮人が人間ではないかのよう」に説明した発言のほか、「不逞な朝鮮人を日本から叩き出せ」、「朝鮮部落、出ろ」、「チョメチョメするぞ」、「ゴミはゴミ箱に、朝鮮人は朝鮮半島にとっと帰れ」、「朝鮮人を保健所で処分しろ」、「糞を落としたらね、朝鮮人のえさになるからね、糞を落とさないでくださいね」、「朝鮮メス豚」、「朝鮮うじ虫」、「日本の疫病神、蛾、うじ虫、ゴキブリは、朝鮮半島に帰れ」、「ぶち殺せ」といった発言について、「いずれも下品かつ侮蔑的であるが、それだけでなく在日朝鮮人が日本社会において日本人や他の外国人と平等の立場で生活することを妨害しようとする発言であり、在日朝鮮人に対する差別的発言」に該当すると述べた。そして、京都地裁は、このような言動は「在日朝鮮人という民族的出身に基づく排除であって、在日朝鮮人の平等の立場での人権及び基本的自由の享有を妨げる目的を有するものといえるから、全体として人種差別撤廃条約一条一項所定の人種差別に該当する」がゆえに、本件示威活動は民法七〇九条の不法行為に該当すると同時に人種差別に該当する違法性を帯びると述べた。

最後に、京都地裁は、原告の損害の算定に際し、人種差別撤廃条約の下では刑事犯罪の動機が人種差別であった場合に量刑加重の要因になることを指摘したうえで、名誉毀損等の不法行為が同時に人種差別にも該当する場合、あるいは不法行為が人種差別を動機としている場合も、同条約が「民事法の解釈適用に直接的に影響し、無形損害の認定を加重させる要因となる」がゆえに高額の金銭評価とならざるをえないと述べて、弁護士費用約一〇万円、財産損害（有形損害）一六万三二四〇円に加えて、無形損害として、業務全体に及ぼされた悪影響等

に關して一一〇〇万円の計一二二六万三二四〇円を認定して、被告に支払いを命じた。

#### 四 若干の考察

##### 1 京都朝鮮学校事件判決をうけて

京都朝鮮学校をめぐる刑事及び民事事件判決をふまえて、以下、憎悪表現規制をめぐるいくつかの論点を指摘しておきたい。

第一に、本件の一連の判決は、不特定多数の属する人種集団全体に向けられた憎悪表現の規制をめぐる議論に對して、どのような影響力をもつのか。この点につき、すでに述べたとおり、本件で問題となった表現行為は、本件朝鮮学校という特定の団体に直接向けられていたうえに、器物損壞等を含む実力行為を伴っており、かつ、大声で威圧的な中傷的言辞を発するという態様のものであった。このような特徴を有する事実関係であったからこそ、刑事事件では威力業務妨害罪及び侮辱罪の問題として、また、民事事件では不法行為の問題として、原則的には従来 of 判例法理の枠組みのなかで、本件の一連の表現行為に關する在特会側の責任が認められるに至ったとすることができると言える。この点につき、本件民事事件において、京都地裁は、本件朝鮮学校に對する一連の示威活動を民法七〇九条の不法行為として認定しつつも、他方で、個人に具体的な損害が生じていない場合については、新たな立法がなされないかぎり、当該人種の集団に属する者に對する損害賠償を認めることはできないことを明言している。このように、本件の一連の判決では、現行法の下であつても、特定の個人又は団体の法的利益を侵害する一定の憎悪表現に關しては、裁判所において規制を認めることが可能であることが示された一方で、現行法の下では、人種集団全体に向けられた憎悪表現は原則的に規制できないことが示されたことになる。

第二に、人種差別撤廃条約を実効化するための国内法が整備されていない現状の下で、本件民事事件の京都地裁が本件行為を同条約違反の差別行為であると認定した理論は、どのように理解すべきなのだろうか。本件の京都地裁は、民法七〇九条の解釈指針として人種差別撤廃条約の要請を読み込んだうえで、業務妨害、名誉毀損、及び差別行為という要素をすべて民法七〇九条の不法行為の認定のための考慮要素として位置づけて、損害賠償を認めようである。本件のような私人間における差別行為をめぐる訴訟において、近年、人種差別撤廃条約等の条約を適用して解決を図るとい手法が増加しているといわれており、本判決もこうした裁判例の流れのなかに位置づけられるものと言えよう。<sup>(22)</sup>

もつとも、本判決では、口頭表現を含む本件の言動について、同条約二条の禁止する人種差別「行為」に該当するものと認定したうえで、同条約の下での違法性を帯びることを指摘している。ここでは、差別的な意図で発信された一定の表現については、「表現」の領域を超えて人種差別「行為」の領域に入ることが当然の前提とされているようである。たしかに、たとえば、ある商店が店舗の入口に「外国人の入店おことわり」と書いた紙を貼った場合、その貼り紙は、言葉で構成された表現としての要素を有しながらも、純粋な表現の領域を超えて、外国人の入店を阻止する差別「行為」という性格が強く打ち出される。これと同様に、本件の言動についても、その態様及び内容ゆえに、純粋な表現の領域を超えて、在日朝鮮人を排除して基本的自由の享有を妨げる人種差別「行為」となるというのが、本件裁判所の前提理論なのであろう。しかし、表現の自由の保障をうける「表現」とそうではない「行為」の境界線は曖昧なものであり、両者は明確に線引きできるものではないがゆえに、表現としての要素が存在する言動を規制する際には、できるかぎり慎重にその表現としての要素と表現の自由の保障との関係を見極めるべきであるとするのが、現在の有力な見解である。<sup>(23)</sup>この見解をふまえると、本件の裁判所は本件固有の事実関係における被告の言動を「行為」であると言い切ったものの、今後、どのような要素が

整った場合に言論が行為とみなされるのかという点も含めた慎重な検討が必要であろう。

第三に、本件刑事事件において侮辱罪の成立が認められたことに関連して、憎悪表現に名誉毀損罪及び侮辱罪を適用することに伴う問題点を指摘したい。本件の言動は、事実の適示を伴う侮辱的発言も含んでいたと言っているのであって、そうであるならば名誉毀損罪で起訴することも不可能ではなかったように思われる。<sup>(24)</sup> 名誉毀損罪の法定刑が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五〇万円以下の罰金であるのに対し、侮辱罪の法定刑は拘留又は科料にとどまっており、両規定の法定刑には著しい差があることから、仮に嚴罰を求めるのであれば、名誉毀損罪による起訴が望ましいとも言える。<sup>(25)</sup> しかしながら、名誉毀損罪については真实性の証明による免責(二三〇条の二)が認められるがゆえに、仮に本件が名誉毀損罪で起訴されたのであれば、被告人も自己の発言が真実であったことを証明する機会を得ていたことになる。つまり、憎悪表現を名誉毀損罪で起訴した場合には、訴追対象となつている憎悪表現の正当性ないし真实性を主張するための公式の場を国家が被告人に対して提供することになるのであり、この点が、憎悪表現に名誉毀損罪を適用することの現実面での課題となりうることを意識する必要があろう。<sup>(26)</sup>

なお、名誉毀損及び侮辱罪の保護法益は外部的名誉(社会の評価、世評、名声など)であるとするのが通説・判例であるが、本件のような憎悪表現が傷つけるのは外部的名誉よりも人格に直結したものであると指摘されている。たとえば、本件の朝鮮学校関係者がうけたのは「外部的にどう思われるか以前に、朝鮮人という自己の存在自体を否定された痛み」なのであるという指摘や、<sup>(27)</sup> 本件は「個人の尊厳そのもの」に対する攻撃であったとする指摘があり、<sup>(28)</sup> これらの指摘にも留意すべきであろう。

## 2 結語

本稿で見てきたとおり、日本国内で近年目立つようになった過激な憎悪表現に関して、一部のものについては現行法で規制が可能であるものの、人種集団全体に向けられた憎悪表現については、基本的には現行法では規制はできない。それでは新規の規制を設ければよいかというと、新規の規制にもまた表現の自由の保障に脅威を与える要素は存在する。また、法規制を理論的に正当化することに成功したとしても、実際に規制を設けた場合、その文言は曖昧性や過度の広汎性を避けるために、ごく一部の限定的な憎悪表現を対象とした極めて狭い範囲を対象とするものにならざるをえず、このことが、規制合憲説の論者にとってはジレンマとなるし、逆に規制反対派にとっては規制不要論の論拠となる。つまり、ごく一部の憎悪表現を規制するために、又は極めて小さな効果<sup>29</sup>を追求するために、表現の自由全体の脅威となりうる規制を認めることは不合理だということになる。さらに、規制の文言次第では、弱者から強者に向けられた憎悪表現も規制対象となる可能性があり、そうなると、当該規制のマイノリティの権利保護という性格は弱まることになる。こうした点からも、憎悪表現規制に関しては慎重さが求められることになる。

ところで、日本と同様に人種差別撤廃条約四条を留保しているアメリカにおいては、前述のとおり憎悪表現規制は設けられていないものの、他方で、人種的な動機で遂行された犯罪に刑罰を加重する法律（ヘイトクライム法）<sup>30</sup>は連邦最高裁で合憲と判断されており、現在も存在している。さらに、連邦の市民的権利に関する法律は、不特定多数の利用する施設における人種差別を禁じている。<sup>31</sup>こうした立法府の差別対策施策に加え、執行府も人種差別や宗教差別は許されないとするメッセージをしばしば発信している。つまり、表現の自由の保障を絶対視するアメリカは、表現規制以外の手段を講じることを通して、人種的な憎悪や偏見が人種的マイノリティの社会生活に支障をきたすという事態を防止することに努めていると言いうる。

この点につき、日本政府も、人種差別撤廃条約に関する報告書のなかで、既存の国内法の執行を通して差別に

よる人権侵害を防止することを明言するだけでなく、「粘り強く国民一般の人権意識を啓発することにより、差別行為を自主的に排除させ、又は、将来の再発を防止することに相応の効果を挙げている」と述べたうえで、「政府による啓発措置がかかる社会の自浄作用の促進につながることを望んでいる」と説明している<sup>(32)</sup>。しかし、「政府による啓発措置」については、国内人権機関が存在しないこともあり、現在、一般国民の目にふれる形で積極的に行われているように見うけられないことを指摘すべきであろう<sup>(33)</sup>。

なお、日本政府は、二〇一三年一月付の政府報告において、人種差別撤廃条約四条を留保していることにつき、「留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない」と説明しているが、この認識が現時点でも正当であるのかどうか、改めて検討する必要がある<sup>(34)</sup>。

(1) アメリカでは一般に hate speech と称されるが、日本語では、ヘイトスピーチ、憎悪表現、差別的表現などの語が用いられる。本稿では、hate speech の意味を汲み、憎悪表現と表記する。

(2) 一九九〇年代から二〇〇〇年代の日本国内の憎悪表現に関する議論に際して主に想定されていたのは、昨今のよな東アジア諸国の人々に対する憎悪表現よりも、むしろ被差別部落に関する憎悪表現であったと言いうる。たとえば、内野正幸著『差別的表現』(一九九〇年)、江橋崇・浦部法穂・内野正幸・横田耕一「座談会：『差別的表現』は法的に規制すべきか」法律時報六四卷九号(一九九二年)などにおいても、そのような傾向がみられる。

(3) 憎悪表現規制の害悪については、拙稿「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制」駒村圭吾・鈴木秀美編『表現の自由Ⅰ―状況へ』四五四頁(二〇一一年)、「合衆国憲法修正一条の表現の自由とヘイトスピーチ」法政論叢三六卷一号一六〇頁(一九九九年)等を参照。



- (4) なお、同条約にいう人種差別に被差別部落に対する差別が該当するかどうかという点につき、政府は、国会答弁のなかで、人種差別撤廃条約の対象となる差別事由として、「生物学的特徴を共有するとされている人々の集団であるところの人種」及び「文化的諸特徴を共有するとされている人々の集団である民族、種族」を挙げたうえで、いわゆる部落差別を含む「社会的出身に基づく差別」は同条例の対象とはならない旨を述べている（衆議院外務委員会一九九五年一月二一日）。
- (5) アメリカの連邦最高裁は、これまでに、憎悪表現規制（*R. A. V. v. City of St. Paul*, 505 U.S. 377 (1992)）を違憲と判断したほか、公立学校における反戦表現の規制（*Tinker v. Des Moines Indep. Cmty. Sch. Dist.*, 393 U.S. 503 (1969)）、象徴的表現としての国旗焼却行為の規制（*Texas v. Johnson*, 491 U.S. 397 (1989)）、インターネット上の不健全な表現の規制（*Reno v. ACLU*, 521 U.S. 844 (1997)）、暴力的ビデオゲームの規制（*Brown v. Entm't Merchs. Ass'n*, 131 S. Ct. 2729 (2011)）、殉職兵士の葬儀会場周辺におけるデモの規制（*Snyder v. Phelps*, 131 S. Ct. 1207 (2011)）を含む数多くの表現規制を違憲と判断している。
- (6) 「人種差別撤廃条約第一回・第二回定期報告（仮訳）二〇〇〇年一月」五〇パラグラフ。
- (7) 衆議院外務委員会一九九五年一月二二日（河野洋平国務大臣答弁）。
- (8) 前掲注(6)・二〇〇〇年報告・五一パラグラフ。
- (9) 集団侮辱罪の可能性につき、平川宗信著『名誉毀損罪と表現の自由』一七三頁（一九八三年）など。
- (10) イギリスは公共秩序法一八条、ドイツは連邦刑法一三〇条、カナダは連邦刑法三一九条等で憎悪表現を規制している。
- (11) 山口厚著『刑法各論（補訂版）』一六二頁（二〇〇六年）。
- (12) 前掲注(11)・山口・一五三頁。
- (13) オーストラリアは、連邦の人種差別禁止法に基づく憎悪表現規制を行っているほか、一部の州では刑事規制も設けている。
- (14) カナダの連邦レベルでは、これまで刑法と人権法の双方による憎悪表現規制を設けていたが、二〇一三年六月、

人権法による憎悪表現規制を廃止する法案が成立し、成立から一年後の二〇一四年六月に実際に廃止される予定である。当該規制の内容及び廃止に至った経緯については、拙稿「カナダにおける憎悪表現規制―国内人権機関の役割―」国際人権二四号四八頁（二〇一三年）及び「アメリカとカナダの違いに学ぶヘイトスピーチ規制の法律と判例」ジャーナリズム二八二号五八頁（二〇一三年）参照。

(15) 人権保障のための国内人権機関については、山崎公士著『国内人権機関の意義と役割』（二〇一二年）参照。

(16) カナダの例として、CANADIAN HUMAN RIGHTS COMMISSION, SPECIAL REPORT TO PARLIAMENT: FREEDOM OF EXPRESSION AND FREEDOM FROM HATE IN THE INTERNET AGE (2009); RICHARD MOON, REPORT TO THE CANADIAN HUMAN RIGHTS COMMISSION CONCERNING SECTION 13 OF THE CANADIAN HUMAN RIGHTS ACT AND THE REGULATION OF HATE SPEECH ON THE INTERNET (2008) をよ。

(17) 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法（第五版）』（二〇九頁（二〇一二年））。

(18) 当該学校は二〇一二年四月に別の朝鮮学校に統合されて新たな名称に変更され、その後、新校舎に移転している。  
 (19) 京都地判平二三・四・二一の事実認定によると、被告人らは本文中の発言の他に次の発言を行った。「朝鮮学校、こんなもんは学校でない。」「都市公園法、京都市公園条例に違反して五〇年あまり、朝鮮学校はサッカーゴール、礼台、スピーカーなどのものを不法に設置している。こんなことは許すことできない。」「北朝鮮のスパイ養成機関、朝鮮学校を日本から叩き出せ。」「門を開けてくれて、設置したもんを運び届けたら我々は帰るんだよ。そもそもこの学校の土地も不法占拠なんですよ。」「戦争中、男手がいなくて、女の人レイプして虐殺して奪ったのがこの土地。」「わしらはね、今までの団体のように甘くないぞ。」「早く門を開ける。」「戦後、焼け野原になった日本人につけ込んで、民族学校、民族教育闘争ですか。こういった形で、至る所で土地の収奪が行われている。」「不法占拠したとこやないかこは。」「お前らがな、日本人ぶち殺してここの土地奪ったんやないか。」「約束というものは人間同士がするものなんですよ。人間と朝鮮人では約束は成立しません。」

(20) 京都地裁は、在特会の団体としての組織構造、総会における意思決定、基本事項に関する会則、及び収入確保のための体制などの存在を指摘したうえで、在特会の社団としての当事者能力を認めた。

(21) 動画の公開について、本件の朝鮮学校側弁護団に加わった江頭節子氏は、動画に撮影されネット上に流れること

- を意識するがゆえに街宣参加者が一層過激な言動を發することとなり、それが実際にネット上で多くの支持者を得ることとなり、街宣参加者も増えることとなり、さらに、差別言辞がネット上で反復再生されることで被害者の苦痛が増すこととなると述べたうえで、こうした動画アップロード行為こそが、人種差別撤廃条約四条が処罰を求め人種差別を助長扇動する宣伝活動なのであると述べている。江頭節子「在特会」メンバー等による朝鮮学校の授業妨害訴訟—京都地裁二〇一一（平成二三）年四月二一日判決—「国際人権二三号七七頁（二〇一二年）。
- (22) 菊地洋「人権条約の国内適用における私人の責任と公的機関の責任—小樽温泉入浴拒否訴訟を素材として—」成城法学七四号一頁（二〇〇五年）。なお、京都地裁は、「本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は、民法七〇九条所定の不法行為に該当すると同時に、人種差別に該当する違法性を帯びている」（判決文七四頁。第5の末尾）と述べており、ここでは、七〇九条所定の不法行為から分離して条約違反を認定しているようにも読み取れる。
- (23) 憎悪表現をめぐる表現と行為の境界に焦点を当てたものとして、梶原健佑「ヘイト・スピーチと「表現」の境界」九州法学九四号四九頁（二〇〇七年）参照。
- (24) 本件との関連で名誉毀損罪と侮辱罪の差異について論じたものとして、金尚均「名誉毀損罪と侮辱罪の間隙—人の出自、民族、属性に対する誹謗・中傷について—」立命館法学三四五・三四六号三〇九頁（二〇一二年）参照。
- (25) 江頭節子氏は、本件の加害や被害の実情に照らして刑が均衡していないと感じると指摘している。前掲注(21)・江頭・七六頁。
- (26) See, e.g., Thomas I. Emerson, *Toward a General Theory of the First Amendment*, 72 *YALE L.J.* 877, 924 (1963). 当該エマーソン教授の指摘は集団名誉毀損罪に関するものである。
- (27) 前掲注(21)・江頭・七六頁。
- (28) 楠本孝「在特会事件判決の意義と限界」法と民主主義四六四号五六頁（二〇一一年）。なお、侮辱罪の保護法益を「人間の尊厳」とすることを求める見解として、前掲注(9)・平川・一七三頁など。
- (29) Nadine Strossen, *Regulating Racist Speech on Campus: A Modest Proposal*, 1990 *DUKE L.J.* 484, 521-22, 555 (1990).

- (30) Wisconsin v. Mitchell, 508 U.S. 476 (1993).
- (31) Civil Rights Act of 1964 Title II, 42 USC § 2000a.
- (32) 前掲注(6)・二〇〇〇年報告・五一パラグラフ。
- (33) 二〇一三年五月の国会における質疑のなかで、日本国内に憎悪表現が拡大していることについての意見を求められた安倍首相は、「一部の国、民族を排除しようという言動のあることは極めて残念なこと」であり、「他国を、あるいは他国の人々を誹謗中傷することによって、まるで我々が優れているという、そういう認識を持つのは全く間違っている」と述べている。参議院予算委員会二〇一三年五月七日。
- (34) 「人種差別撤廃条約第七回・第八回・第九回政府報告(仮訳)二〇一三年一月」七二パラグラフ。